

火災予防上の命令を受けている防火対象物及び危険物施設一覧表

2026年（令和8年）6月2日更新

番号	項目	内容
3	所在地	広島県福山市南手城町四丁目6番11号
	名称	SATOビル南手城
	命令を受けた者の名前	株式会社さとうストア 代表取締役 佐藤 光男
	根拠法条	消防法第17条の4第1項
	命令事項	<p>1 2026年（令和8年）8月28日までに、上記防火対象物に設置されている屋内消火栓設備について、消防法令に定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>2 2026年（令和8年）8月28日までに、上記防火対象物に設置されている自動火災報知設備について、消防法令に定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>3 2026年（令和8年）8月28日までに、上記防火対象物に設置されている誘導灯について、消防法令に定める技術上の基準に適合するよう改修すること。</p> <p>4 2026年（令和8年）8月28日までに、上記防火対象物に消防法令に定める技術上の基準に従って誘導灯を設置すること。</p>
	発令年月日	2026年（令和8年）5月29日
	管轄消防署等	北消防署
番号	項目	内容
2	所在地	広島県福山市引野町273番地1
	名称	オールドスター
	命令を受けた者の名前	板倉 陽生
	根拠法条	消防法第17条の4第1項
	命令事項	<p>1 2026年（令和8年）6月30日までに、消火器具をその能力単位の合計が25単位以上となるよう、技術上の基準に従って設置すること。</p> <p>2 2026年（令和8年）6月30日までに、2階、4階及び5階に消火器具を技術上の基準に従って設置すること。</p> <p>3 2026年（令和8年）6月30日までに、5階の合成樹脂類（その他のもの）に対して、消火器具を技術上の基準に従って設置すること。</p> <p>4 2026年（令和8年）6月30日までに、1階及び3階に設置されている消火器具のうち、床面から1.5メートルを超える位置に設置されているものについて、床面から1.5メー</p>

様式第13号の2（規程第22条・要綱第18条関係）

		<p>トル以下の位置に移設すること。</p> <p>5 2026年（令和8年）6月30日までに、1階及び3階の消火器を設置した箇所に「消火器」と表示した標識を見やすい位置に設けること。</p> <p>6 2026年（令和8年）6月30日までに、消火器具を3階の各部分から歩行距離20メートル以下となるよう、技術上の基準に従って配置すること。</p> <p>7 2026年（令和8年）11月10日までに、建物全体に屋内消火栓設備を技術上の基準に従って設置すること。</p> <p>8 2027年（令和9年）1月5日までに、1階、3階及び5階の自動車の修理又は整備の用に供される部分に泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を技術上の基準に従って設置すること。</p> <p>9 2026年（令和8年）12月15日までに、建物全体に自動火災報知設備を技術上の基準に従って設置すること。</p>
	発令年月日	2026年（令和8年）5月26日
	管轄消防署等	東消防署
番号	項目	内容
1	所在地	広島県福山市引野町273番地1
	名称	オールドスター
	命令を受けた者の名前	株式会社H. D. O 代表取締役 板倉 日出生
	根拠法条	消防法第17条の4第1項
	命令事項	<p>1 2026年（令和8年）6月30日までに、消火器具をその能力単位の合計が25単位以上となるよう、技術上の基準に従って設置すること。</p> <p>2 2026年（令和8年）6月30日までに、2階、4階及び5階に消火器具を技術上の基準に従って設置すること。</p> <p>3 2026年（令和8年）6月30日までに、5階の合成樹脂類（その他のもの）に対して、消火器具を技術上の基準に従って設置すること。</p> <p>4 2026年（令和8年）6月30日までに、1階及び3階に設置されている消火器具のうち、床面から1.5メートルを越える位置に設置されているものについて、床面から1.5メートル以下の位置に移設すること。</p> <p>5 2026年（令和8年）6月30日までに、1階及び3階の消火器を設置した箇所に「消火器」と表示した標識を見やすい位置に設けること。</p> <p>6 2026年（令和8年）6月30日までに、消火器具を3階</p>

様式第13号の2（規程第22条・要綱第18条関係）

		の各部分から歩行距離20メートル以下となるよう、技術上の基準に従って配置すること。
	発令年月日	2026年（令和8年）5月26日
	管轄消防署等	東消防署

（注）本表は、発令年月日が遅いものから順に表示しています。

なお、番号は、発令年月日を基に付しています。